

司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

(平成16年2月3日司法試験委員会決定)

身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

- 1 試験時間，出題方法又は解答方法に変更を伴う受験特別措置については，受験者の申請に応じて，別紙の例により庶務担当において個別に措置を採るものとする。別紙の例に該当しない場合には，受験者の申請に応じて当委員会が特別措置を定める。
- 2 試験時間，出題方法又は解答方法に変更を伴わない受験特別措置（例えば車いすでの受験等）については，受験者の申請に応じ，庶務担当において個別に適切な措置を採ることができる。

受験特別措置の例

区分	障害の程度	特別に措置する事項
視覚障害 (全盲等)	両眼の視力の和が0.01以下の者 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	点字による出題及び解答 一次試験 点訳になじまない問題の代替問題による出題 試験時間延長 一次試験 外国語科目40分の延長 (2時間40分) 一般教育科目80分の延長 (5時間20分) 二次試験 短答式試験 105分の延長 (5時間15分) 論文式試験 1科目40分の延長 (2時間40分) 点字司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】
視覚障害 (強度弱視) 【試験時間延長 該当】	良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	試験時間延長 短答式試験 55分の延長 (4時間25分) 論文式試験 1科目20分の延長 (2時間20分) 拡大した問題集の配布 拡大した答案用紙の配布 拡大した司法試験用法文の貸与 【論文式試験及び口述試験】 文字式解答【短答式試験】
視覚障害 (弱視) 【試験時間延長 非該当】	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下のもので、両眼の視力の和が0.20を越える者 屈折異常(近視、遠視、乱視、老視等)や斜視で視力障害又は眼鏡疲労の者	拡大した問題集の配布 拡大した答案用紙の配布 拡大した司法試験用法文の貸与 【論文式試験及び口述試験】 文字式解答【短答式試験】
聴覚障害	両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者	筆談による発問及び解答【口述試験】
肢体障害	体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、筆記による解答が不可能な上に、発音に障害を有するため、意思伝達に著しく時間を要する者	代筆者の配置 試験時間延長 一次試験 外国語科目40分の延長 (2時間40分) 一般教育科目80分の延長 (5時間20分)
	体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、筆記による解答が不可能な者	代筆者の配置
	体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅い者	試験時間延長 論文式試験 1科目20分の延長 (2時間20分)
	前記の区分以外の者で上肢の機能障害により、通常の筆記による解答が困難な者	拡大した答案用紙の配布 文字式解答【短答式試験】